

令和3年白老町議会定例会7月会議会議録

令和3年 7月16日（金曜日）

開 議 午前10時01分

散 会 午前11時05分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員会委員長報告
 - 第 3 行政報告について
 - 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（令和3年度白老町一般会計補正予算（第3号））
 - 第 5 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第5号）
 - 第 6 議案第 2号 財産の取得について
 - 第 7 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
-

○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分の報告について（令和3年度白老町一般会計補正予算（第3号））
 - 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第 2号 財産の取得について
 - 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|-----------|----------|
| 8番 大淵紀夫君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦	君
副町	長	古俣博之	君
副町	長	竹田敏雄	君
教	育	安藤尚志	君
総	務	高尾利弘	君
企	画	大塩英男	君
政	策	富川英孝	君
産	業	工藤智寿	君
生	活	三上裕志	君
町	民	久保雅計	君
税	務	本間弘樹	君
上	下	野宮淳史	君
建	設	舛田紀和	君
健	康	下河勇生	君
高	齡	山本康正	君
子	育	渡邊博子	君
学	校	鈴木徳子	君
生	涯	池田誠	君
病	院	村上弘光	君
消	防	早弓格	君
政	策	伊藤信幸	君
推	進		
課	参		
事			

○職務のため出席した事務局職員

事	局	長	本間力	君
主		査	八木橋直紀	君
書		記	神綾香	君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日7月16日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会7月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、7月16日に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和3年白老町議会定例会は、9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にかかわらず議事の都合により7月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和3年定例会7月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして一般会計の補正予算1件、財産の取得1件、専決の報告2件の議案4件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから7月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会7月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

本町における対象者は、対象年齢が12歳まで引き下げられたことを受け、当初より367名増え、1万5,607人となり、5月28日以降、集団接種や個別接種を順次開始したところであります。

これまでの接種状況につきましては、1回目の接種を終了した方は、7,426人となり、対象者全体に対する接種率は47.5%、2回目の接種を終了した方は4,461人となり、接種率は28.5%で推移しております。

また、国からのワクチンの供給状況につきましては、本町において必要とする数量の6割程度の供給量しかなく、12歳以上49歳以下の4,441人に対しては、ワクチン接種券の発送ができない状況となっており、今後のワクチン供給量を踏まえつつ、段階的に発送する考えであります。

このような状況からも、限られたワクチンの有効活用を図るため、昨日創設した「新型コロナワクチンもったいないバンク」の制度を活用し、ワクチンの廃棄を防ぎつつ、より多くの町民の方々に対して、一日も早くワクチン接種が完了できるよう努めてまいります。

なお、本7月会議には、議案2件、報告2件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

本日の議案について内容等に質疑があれば日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（令和3年度白老町一般会計補正予算（第3号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第1号でございます。報1-1をお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年7月16日提出。白老町長。

記、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページ、報1-2をお開きください。専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例(平成20年条例第51号)第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和3年6月4日専決。白老町長。

令和3年度白老町一般会計補正予算(第3号)。

令和3年度白老町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる

(歳入歳出予算の補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを104億5,968万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、5ページの2歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。9款消防費、1項4目災害対策費、(1)災害対策経費451万1,000円の増額補正であります。6月15日に開催しました、定例会6月会議における行政報告でも説明をさせていただきますが、6月4日に発生した暴風、大雨による災害の発生により、飛生地区、森野地区及び白老霊園裏山などで流出土砂の処理、社台地区での風倒木処理などを行ったことに伴う災害応急作業の委託料、重機借上げ料及び災害応急処理の原材料費を計上するものでございます。

6ページ、7ページにお戻りいただきまして、歳入の説明をさせていただきます。21款繰越金、1項1目繰越金の前年度繰越金451万1,000円の計上でございます。歳出の一般財源分の計上でございます。これによりまして、繰越金の留保額は6月会議で議決をいただきました4号補正後において、2億5,940万8,000円となります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

ここで議長より、報告致します。ただいま、報告済みとなった専決処分により6月18日に議決した令和3年度白老町一般会計補正予算(第4号)及び本日議決した令和3年度白老町一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の総額等に変更が生じますので、議長の議事整理権で歳入歳出の総額等に所要の係数整理を行い、お手元に配付のとおり修正することといたしますの

で、ご承知お願いいたします。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第5号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第1号でございます。議案1-1をお開きください。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度白老町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,742万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月16日提出。白老町長。

2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」。1歳入、3ページの2歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略をさせていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきますので8ページ、9ページをお開きください。2款総務費、1項6目会計管理費、(1)会計事務経費35万円の増額補正であります。郵便局における徴税等の払込に関わる納付書につきましては、北海道内用と道外用の2種類を併用しておりましたが、本年度から開始したコンビニ納付に対応するとともに、印刷経費等の節減、事務の効率化を図るため全国共通で使用できる納付書に一本化したところ、これに伴って1件当たり30円の手数料が発生することについて内部の連絡徹底が図られておらず、手数料の増額分を当初予算に計上していなかったことから、郵便振替手数料を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)地域女性活躍推進事業（交付金事業）であります。435万5,000円の増額補正でございます。財源は地方創生臨時交付金21万8,000円、同支出金であります地域女性活躍推進交付金326万6,000円、一般財源87万1,000円を充当いたします。財源につきましては、国庫補助事業の地方負担分からの交付分を充当する予定でございますが、現時点で金額が未定であることから一般財源として計上するものでございまして、その財源につきましては財政調整基金から繰入れることとしてございます。なお、事業内容につきましては別添資料に記載しており、この後担当課長より説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、4款環境衛生費、1項3目予防費、(1)新型コロナウイルスワクチン接種事業、補正学の増減はなく支出科目の変更でございます。新型コロナウイルスワクチン接種については、早期のワクチン接種終了のため、さらなる医療従事者の体制強化を図り、休日における集団接種の回数を増やし対応する必要があることから、医師確保に必要な経費として委託料257

万8,000円を減額し同額を報償費とするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきますので4ページ、5ページをお開きください。

一番下の段になります。21款繰越金、1項1目繰越金、次のページに移りまして6ページ、7ページになります。前年度繰越金35万円の増額補正でございます。歳出増額に対する歳入不足として計上するものでございます。これによりまして繰越金の留保額は、2億5,905万8,000円となります。以上で私からの説明は終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） それでは私から、地域女性活躍推進事業についてご説明をいたします。事業費につきましては435万5,000円、財源内訳としましては地域女性活躍推進交付金が総事業費の4分の3の326万6,000円、残りが新型コロナ交付金となります。今回、活用する交付金メニュー、地域女性活躍推進交付金のつながりサポート型につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い深刻な状況になっている女性の困難や不安に対する追加的な措置として、国において予算措置されたものであります。事業の目的としましては、本交付金の目的に従いましてコロナ禍の中、困難や不安を抱える女性や女の子の相談支援や居場所づくりを行うことで、それらを解消するといったことを目的とさせていただきます。事業概要としましては、1点目としましては、困難・課題を抱える女性の相談場所、居場所の提供。2点目として、webやSNSでの相談体制の整備。3点目として、町内各地区に出向いての移動サロンの実施。4点目として、各関係機関との連携による情報交換や町内の実態把握。5点目として、支援を必要とする方への生理用品の提供といった内容になります。事業費の内訳としましては、相談員の人件費、相談体制整備に係る消耗品、賃貸料、通信運搬費などを含めて、全額NPOへ委託する事業となっております。事業効果としましては、NPOの知見や能力を活用し、行政だけでは手が届きにくい支援が可能になること、支援にたどり着けない女性に対する積極的な相談体制の構築、居場所（相談場所）の提供による不安や悩みの解消、町内の実態把握と考えてさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私は8ページの4款環境衛生費、1項3目予防費の新型コロナウイルスの関連でご質問したいのですが今、課長から説明がありましたが、こちらはさらなる体制強化というところも触れられておりました。その中であって私、6月にもいろいろ質問させていただいておりますが、まずはその中であって行政側の対応として、この業務に関わる核となる健康福祉課の職員の皆さん等々でありますけれども、この皆さんの平均的な時間外を押さえているところではよろしいのですが、大体どのくらいあるのか教えていただきたいです。それから私がお聞きしたいのは、時間外が100時間を超えている職員が何名おられるか、まずはその点をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今、ワクチン接種対策室は主に健康福祉課が中心になって対応してございますけれども、その中で質問にありました6月分の時間外を確認しておりますので、そちらをお話ししたいと思います。100時間を超えている職員につきましては、4名おります。基本的には1名が150時間を超えておまして、そのほかについては113時間から126時間ということで4名が100時間を超えているということでございます。そのほかの職員につきましては、応援職員も含めまして6時間から60時間程度ということで、ばらつきはありますけれども20時間から30時間くらいが平均になるかと押さえてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず状況は分かりました。こちらをご紹介したいのですが、読売新聞7月13日づけの記事であります。コロナ対策自治体職員3割が残業100時間を超えているという記事なのですが、実は総務省が5月から全国の都道府県や政令都市などを対象にコロナ禍で職員の勤務実態の調査を始めておられます。それを踏まえて今後、結果を分析した上で改善を求める通知を各自治体にするということが書かれております。その中で読売新聞さんの記事であります。記事を読み上げます。新型コロナウイルス対策にあたる自治体職員の時間外労働、残業が過労死ラインの月100時間以上となるケースが九州、山口、沖縄の各県と政令都市で相次ぎ、5月には自治体で職員の3割以上に達したことが読売新聞の調査で分かった。長時間労働の職員から体調不良の訴えがあるかのアンケート調査では、5つの自治体が訴えがあると回答いたしまして、これは九州、山口、沖縄を対象にしたものであります。体重の減少や耳鳴り、疲労感のほか熟睡できないなどの悩みが寄せられているそうです。その中であって読売新聞の中では、九州大学の行政学を専門にされている教授のお話ですが、今後も感染拡大が繰り返されれば行政の現場がパンクするおそれもある、他部署からの応援体制の拡充や非常時を想定した職員配置などを進められるか、自治体の人事戦略と運営能力を問われるということをお話しております。そういった中で、こういった部分に対して本町はどのような対策を取っているか、その1点をまずお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今、時間外が非常に多いということで、その対策といたしまして当初からワクチンの対策室というものを1月に設けまして、健康福祉課と高齢者介護課と病院ということで大きく体制を組んでございますけれども、そういったものを新たに設置してございますけれども、なかなかそれだけでは時間外も減らないし、うまく回らないということもございまして、先般6月にも質問もいただいた内容も含めまして、先日7月7日に健康福祉課に職員を1名配属させていただいたということでございます。そのほか、ワクチン対策室で一部まだ時間外にばらつきがあるものですから、それらについては対策室の中で調整していただいて、1名ないし2名を全体で時間外の軽減等に努めまして、体調不良ですとかそういうものがないようにということで全体的に業務の分担だとか調整ということでさせていただいてございます。今後もまだ継続される見込みがございますので、総務省の通知のお話もございましたけれども、今後も人の配置がさらに必要だということであれば現課と調整いたしま

して、確認した中でまた配置についてもしていかなければならないという事態もあるのかと予測しております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） まず、まちの対応として7月7日づけで1名の職員の対応、今のお話では中の時間外のばらつきがあるというご説明がありました。町の計画の中でいくと白老町行財政改革推進計画の中に組織機構改革による効率的な組織づくりの推進というところの中で、職員の業務量を平準化するために大加勢を推進するということがあります。このたび、町政執行方針、3年度の町政執行にあたっては、新型コロナウイルス感染症対象としてワクチン接種事業はじめ、衛生対策や感染防止の取組を優先し、町民の生命を守る取組を進めてまいりますというのが今年度の町政執行方針であります。私は先ほどの教授の談話ではありませんが人事戦略、この中でいくと本町においては行財政改革推進計画も踏まえ、最優先すべきところは対策室の中でのばらつきということではなくて、庁内全体で取り組んでいくことが必要だと、集団接種等の応援体制は私は評価いたしますが、業務に対する戦略、業務体制が大事だと私は強く思っております。こちら、もう1つ紹介いたします。朝日新聞の記事です。7月12日づけです。夫は過労死します、と悲鳴。コロナ対策で激務の市職員。これは三重県四日市市のものがありますが、こちらは市長さんが答えている記事であります、市が提示した資料によるとワクチン接種業務などをする新型コロナウイルス感染症対策職員の時間外勤務、時間の平均は4月が81.2時間、5月が144.3時間、感染者の調査などにあたる市保健所予防係りでは4月が93.7時間、5月が103.3時間であったということです。脳や心臓疾患の労災認定に関する厚生労働省の基準では、発症前1カ月に100時間越えか、発症前2カ月から6カ月平均で月80時間越えの時間外労働をしていた場合、業務と発症との関連性が強いとし過労死ラインといわれている。市は対策室に他部署から90人近い応援職員を入れるなどしているが状況は厳しい。四日市市長森市長は、ワクチン接種が最優先だ、必要であれば他部署の業務を縮小してでも担当部署の状況を改善したいという談話があったということでもあります。私は7月づけで1名の職員をそちらに配置した、このコロナウイルスの対応は、いきいき4・6にいる職員の皆さん兼職的に取り組みするものではないのです。町民の皆さんの対応をするというのは事務作業をする、例えば事務作業で1時間であればこれだけのことができるということではなくて、町民の皆さんいろいろなケースがありますから、その対応それから国はまた接種の関係が3回になるようなお話も出てきたり、国も常に日々動きが出ている、そこに職員は対応できないのではないかと思います。ですから私は1名を派遣していますというところていくと、これはかなり町の対応としては不足していると押さえております。そういったところから私は仮に町職員の方が体調不良になったり、本当に最悪のケースも考えられます。職員の皆さんがもしもそういった健康状態に陥ったら、その職員の長い公務員人生の中で1回でもなったら繰り返します。そういうことから町民の皆さんの命を守る取組とともに職員をきちんと守っていく、それはマネジメント管理する理事者の考えがとても重要だと認識しておりますが、その辺を含めていかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、高尾総務課長から本町のコロナ対策室の職員の勤務状況についての時間的なことも含めてのお話をいたしましたけれども、非常に私たちもコロナ接種における対応の有り様について、国との指示がなかなか一定限していないという部分、当初は限定的ではなかったものが7月までには65歳以上の高齢者は進めるだとか、今はワクチンの量の関係でまたこのような対応を取ってくれということも含めて、本当に職員の中でなかなか当初描いたスケジュール感を持って進んでいかない部分も含めての業務の混雑さ、それからそこにかかるストレス、そういったものを十分に私どもも理事者として感じ取っております。そういう中で現場と常にやり取りを状況の確認をしながら、議員からご指摘があった町民の命を守る、安全、安心を守るということと同時に職員が命を守らないといけない、これは本当にご指摘のとおりでございます。そういうことを踏まえて7月に改めて応援派遣職員として1名配置し、それから内部のコロナ接種対策室の中でも業務の有り様についての検討も図りまして、担当職員の在り方について別の職員がカバーする体制づくりだとかということもしております。ただ、実際的にはなかなか上手に業務分担がされていかない、どうしても業務的な部分で負担荷重がある一定の職員にかかっていっていることは事実なので、その辺のところは昨日も今後どう進めるのかということについては、十分に人の配置で済むことであるのか、それとも業務の進め方のありようなのか、その辺のところをもう1回、見直しを図って人的な配置については先ほどもありました今後、見通しとしては2回接種は今年中には終わりたいと思っているのですが、この状況がまだまだどうなるか見通しが見えない中では、十分に人事の配置の仕方を含めて、これから实际的、具体的に処置を取ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 私の3投目の質問が、もう少しご答弁をいただきましたところがありましたので、質問いたします。私は健康福祉課等の状況は、時間外が通常よりも多いですし、突出している職員がいます。ここだけの問題ではないと私は考えています。実際に、国の制度関係の動きは日々、変わります。これは、町民の皆さんは分かっています。そういう業務に対応する町の職員は常に緊張感の中で忙しさに追われているわけです。ずっと続くこの忙しさ、かなりピークにきていると思うのです。その中で今の現状で、突出している職員をうまく管理してやるという次元ではないと私は考えています。今まで時間外をやっている方々は、もうお休みしていただくくらいのことをやる、これは私は理事者としてその部分がやるかやらないかのレベルだと思います。これがずるずるいって私が来月、9月に質問した中でそういう状況なのだけれど、そこは考慮しながら国の動きがまたいろいろ変わるものだからというご答弁が続くのであれば、私は職員はどんどん倒れていくのではないのかと考えます。ですから私は、そこは白老町として職員を守るかどうか、それがきちんと形として表れる体制づくり、これを私は理事者はきちんと考えるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） もちろん今、ご指摘あった先ほども申し上げた、しっかりと町民の皆さんの安全、安心を守るのと同時に職員を守っていかなくてはならないというのは、理事者の役目というか努めだと考えております。時間的な本当に100時間以上の職員が4人いるとい

う実態が正常だということの押さえ方はしておりません。その解消をいかにしていかなければならないか、そのためには仕事の内容のありようをいかに分担していけるかということ、しっかり精査していかなければ、どうしても仕事的内容的な部分が、その職員が主体の中でいろいろと分かっている部分があるものですから、それを具体的に別の職員にまたは次の職員にというありようを昨日も含めて、どのようにやるべきなのか再度、そこところは検討をして、議員からご指摘された職員が過労死という不幸なことにならない、きちんと自分の健康を守りながらも町民の皆さまの安全、安心を守れるという体制づくりは努めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 簡単に2点、お伺いします。ページ数、9ページの環境衛生費の中の新型コロナウイルスワクチンの接種事業と地域女性活躍推進事業についてお伺いします。町長の先ほどの行政報告にもありました数値をお伺いしておきたいです。ここで出てきた接種率のパーセンテージ、これは対象者全体に対する接種率になっています。私が知りたいのは、65歳以上の接種対象者、65歳以上の方々の全体の目標値が80何%と前に言っていた気がします。これを7月中に何とか2回の接種を終わらせるのだということを進められてこられたと私は理解しているのです。今の予定でいくと今月の11日か12日に1回目の接種が終わっていると思うのです。これから個人病院での接種もやると思いますが、最終的には2回目の接種というのが終わるのが、私の想像では8月の第1週目くらいになるのかと勝手に思っているのです。65歳以上の当初の予定していた目標の接種者が大体、何%くらい進んでいるのかお伺いしたいです。

地域女性活躍交付金、ここについては本当にお忙しい中、この事業を適用していただきましてありがたいと思っておりますが、ここと同じ交付金、対象事業の中で子供たちを対象としたもの、こういったものが一つ含まれていたと思うのですが、ここについては今どのような状況になっているのか。今回、この補正で上がってこなかったということは今、どういった進め方をしているのか。前回、同僚議員の一般質問の中でも、その重要性は担当課から伺っていたと思います。ただ今回、補正予算に上がってこなかった進め方の課題みたいなものがあると思えば、そこをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 65歳以上の方の接種状況でございます。以前、対象者は7月現在で7,112の方に接種券を発送した結果、現状6,018人の方が予約されております。この方につきましては以前にお話しさせていただいている7月末までに打ちたい方、もしくは8月以降に打ちたい方という方のトータルが6,000人ほどいらっしゃいます。その中で現状、1回目を打たれている方が5,158名ということで72.5%の方が1回目を終えております。2回目は2,981名ということで41.9%の方が打ち終わっております。1回目の方も今月末に2回目を打つ予定ですので、全体の6,000人に対して5,000人強の方が最終的に今月末には打たれるのではないかと考えております。残りの方につきましても、あくまでも希望を接種されている方の接種が7

月末までということですので、8月以降につきましては残り数百名の方が8月以降に接種を終えるのではないかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ただいまの子供の居場所づくりについてのご質問がございました。コロナ禍の中で今回、上程しております地域女性活躍推進事業と同じように国でコロナ禍の中でも子供が孤立しないようにということで、新たな補助メニューができました。その補助金を使いながら子供の居場所づくりというのを考えてはございますけれども、ただ、委託という形で実施する場合に補助金が使えるものですから、委託の内容と今後の継続性とかどのようにして事業を運営していくかなど現在、内部で協議している段階でございます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。まず、健康福祉課に聞きたいのですけれども。もし分かれば65歳以上の高齢者の方々が当初の予定していた方々が8月中には終わるのか。国は7月いっぱいということではいろいろ調査を進めてきて、それに対しての支援体制を組んできたと思うのですけれども。8月の上旬なのか、中旬くらいになるのかというだいたいの目安はついているのでしょうか。その数字が分かれば教えていただきたいです。

渡邊子育て支援課長にも聞きたいのですけれども、SDGsという言葉があります。支援を対象とする子供も大人も、そういった方々が本当に誰もが安心して暮らせる環境をつくっていくことが一つの理念だと私は考えているのです。そう考えたときに、国の補助金を使って、まちがやるものではなくて、まちで活動している団体の実態をしっかりと把握しながら、そこに委託をしていくということが大事になってくる。まちはプランをつくって、それをやらせるのが目的ではありません。しっかりとまちの実態を把握しながら、例えばいろいろな支援をしている方々に今、何が必要なのかということをしっかき踏まえながら、こういった有利な補助金です。これだけの補助金はなかなかないです。こういったものをしっかりとつかまえながら、まちの環境を整えていくということが私は大事になってくるのではないかと考えているものですから、今回こういったことをお聞きしているわけです。詳しい内容については今後、9月会議等々がありますから、その中でしっかりと考え方を伺いたいと思いますけれども、そこについての考え方だけ今、伺いしておきたいです。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず、前提としまして65歳以上の方が7月までというのは、希望されている方が7月までに打てるかどうかというところで今まで私どもも動いております。ですので、もちろん希望されない方、8月以降に打ちたいという方もいらっしゃるということです。それは先ほど言いました7,000人ほどの65歳以上の方がいるのですけれども、現状6,000人程度の予約の中で5,200人程度が今月中にはまず打てるであろうと。まだ個別接種の部分もありますので、若干伸びると思います。残り700、800人の方は8月以降に基本的には9月くらいまでには、あくまでもご本人の予約状況ですので、そうなるのではないかと考えています。以前に8月以降に予約された方は7月以前に予約できる状況で葉書等をご案内した中では、約半数の方しか7月までに打ちたいという方が来ていなかったものですから、あくまでもご本

人の希望ですので、あえて7月までに打ちなさいという状況にはならないものですから、現状としてはそのようなところで動いております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 子供の居場所づくりについてでございますが、ただいま氏家副議長からもご指摘いただきましたけれども、このような活動は行政でやっているところも一部ありますけれども、多くは行政ではなく民間でやっているところが多いです。こういう活動は団体さんの実勢とかも尊重しながらやっていくことが必要だろうとは考えてございます。活動を始めるに当たっての環境づくりが行政でも必要があれば支援をしていくという考え方は、副議長がおっしゃるとおりと思っております。その環境づくり、どのようにして進めていくかということも含めて、ただいま内部で協議中ということでございます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 大体、分かりました。下河健康福祉課長からの話があって、8月以降にずれ込んだ人たちに対しての集団接種を早めるための希望を取る、そういった接種券、案内も送られて来ている。そのうちの半分くらいしか接種の予定がなかったという話で、そこはうまく理解されていなかった方もいらっしゃるのかもしれないけれども、そういった形の中では若干、私は目標よりもずれてきているのかと思いました。渡邊課長が今、お話しされた形の中で課の中で話が進められているというのは大体、分かります。ただ、私もSDGsという言葉がどんどん出てきて、先ほど貳又議員からもお話ありましたけれども、職員の仕事の分担、仕事を少しでも減らしていく考え方を課の中で持っていかないといけないのではないかと思います。そうなれば、職員が全て抱えてプランを立てて何かをしようということから、まちの中で活動しているNPOまたは活動団体そういったところの人たちに協力をしていただいて、何とかこういうことを手伝ってもらえないだろうかという形にもっていかない、職員の負担は今まで以上にどんどんどんどん増えていく一方で、なかなか本来やるべき行政の仕事というのでできなくなってきているのではないかと私も考えますので、そういったところについては国の考え方の本旨は行政で捉えながら、実行部隊としてはまちの活動団体、NPOといったものを実態把握をしながら、そちらの方々に任せていく仕事の移動の仕方を考えていくことがいいのではないかと考えるものですから、今回聞かせていただきました。納得いかない部分については、9月会議の中で質問させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算(第5号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[全員挙手]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 財産の取得について

○議長(松田謙吾君) 日程第6、議案第2号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 議案第2号でございます。議2-1をお開きください。

議案第2号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年7月16日提出。白老町長。

- 1、取得する財産(物品)、品名、オンライン会議等関連機材。一式。
- 2、取得予定金額、1,083万5,000円。
- 3、取得の目的、役場庁舎等におけるオンライン会議環境整備。
- 4、取得の方法、指名競争入札による購入。
- 5、契約の相手方、白老郡白老町大町2丁目1番3号、事務機のKANAMARU代表金丸尚記。

次に議2-2をお開きください。議案説明です。

財産(物品)を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに議案説明資料が載せております。購入機材の詳細について記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、入札の経過でございます。さる6月30日に、有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務機のKANAMARUの3社に指名通知を行い、7月7日に入札を行ったところでございます。落札者は事務機のKANAMARUでございます。落札率でございますが、予定価格1,086万2,060円に対しまして、落札額が1,083万5,000円でございますので、落札率は99.7%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番(西田祐子君) オンライン会議関連機材購入についてどうのこうのということではなくて今、設置される場所が役場本庁舎、コミセン、いきいき4・6、消防本部ということにな

っていますけれども、これ以外の場所もあります。竹浦とか虎杖浜とか社台とか。そういうところはなくて、ここだけにしたという理由は、どういう理由なのかももう少し詳しく説明していただければいいかと思うのですけれども。オンライン会議をするとすると、どこかに集中して集まるわけなのですけれども、この状況を見たら白老町内だけに集まるという形になってしまいます。そうなってくると、どういうものを想定してこの場所だけになっているのか、その辺をもう少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、このオンライン会議用のタブレット等の購入でございますけれども、職員が国などとのやり取りが中心になる今、オンライン会議ということで、基本的にタブレットを30台とノートパソコンを2台等を実際のやり取りするものとして購入してございますけれども、実際には30台のうち16の課にタブレットを1台ずつ配置しまして、ノートパソコンについては第3会議室と第1委員会室で普段使える形で設置したいということで2台購入してございます。オンライン会議が例えば別の会場で行われる、竹浦コミセンを使ってですとか、そういった会場が異なる場合にはポケットWi-Fiですとかを利用しての会議の開催をしていくということで、基本的に通常会議が行われる主な施設関係に配備させていただいたということでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 分かりました。今、これは役場の職員間でのオンライン会議を想定しているということです。将来的には町民も対象にした例えば商工会とかとの会議などもオンライン会議ができるようになる、また町民ともできるようになるということにまでつなげていくという考え方で、こうなのかということなのか、そこまで考えていないでとりあえず役場職員だけという予算なのか、その辺だけ詳しく説明してください。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今のところは町内の関係団体というところまでは、この予算では取り組んではございませんけれども。将来的には今言った会議の在り方も変わっていくということが想定されますので今後、会議の在り方や予算のものを町でみるのかどうかという問題もござますけれども、そういった会議の在り方が変わってくるということですか、例えば国からテレワークということの推奨も頻繁にされているところですから、その辺の自宅でもできる取組なども含めて今後、新しい会議の在り方とか仕事の在り方ということについては継続して検討していかなければならないと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年7月16日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日専決。白老町長。

1、損害賠償の額、金16万259円。

2、損害賠償の相手方、(甲)(乙)記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございます。

1、日時、令和3年6月10日木曜日、午前7時30分頃。

2、場所、白老町東町4丁目6番7号、白老町総合福祉センター駐車場。

3、当事者、(甲)(乙)記載のとおりでございます。

4、状況、令和3年6月10日木曜日、午前7時30分頃、白老町総合福祉センター駐車場において、(甲)が草刈り作業中、草刈り機からの飛び石が駐車場南側に駐車していた(乙)車両に衝突し、車両左部が損傷したものであります。

5、被害の程度、(乙)車両、助手席及び左後部座席ドアガラス損傷、左リアクォーター損傷。

6、損害賠償額、本件は、(甲)が草刈り作業をする際、安全確認を怠ったこと等により発生した事故であるため、(乙)車両の修理費等16万259円（全額）を(乙)に対し支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次のページに事故発生状況の図面をつけてございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋

ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日7月17日から、9月30日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時05分）